

入 札 説 明 書

総合評価一般競争入札案件における説明事項を次のとおり掲載する。

令和7年11月11日（火）

1. 入札に付する事項		
(1)	案件名称	大阪市立十三市民病院清掃業務委託 長期継続
(2)	履行場所	大阪市立十三市民病院
(3)	委託概要	大阪市立十三市民病院における日常清掃及び定期清掃業務である。
(4)	履行期間	令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで
2. 日程		
(1)	公開日	令和7年11月11日（火）
(2)	入札参加申請受付開始日	令和7年11月12日（水）
(3)	入札参加申請締切日時	令和7年12月3日（水） 午後5時15分
(4)	入札参加資格の審査結果通知日	令和7年12月11日（木）
(5)	入札日時	「9. 入札執行日時及び場所等」を参照
3. 契約条項		
	別紙「業務委託契約書（経常型）」のとおり	
4. 担当部署		
(A)	入札執行担当 （入札参加資格審査資料提出先 及び入札執行に関する照会先）	大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財） 〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 都島センタービル 5 階 電話 06-6929-3517 メール nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp
(B)	事業担当	大阪市民病院機構大阪市立十三市民病院総務課（庶務） 〒532-0034 大阪市淀川区野中北 2 丁目 12 番 27 号 電話 06-6150-8022
(C)	契約締結に関する手続担当	大阪市民病院機構大阪市立十三市民病院総務課（経営） 〒532-0034 大阪市淀川区野中北 2 丁目 12 番 27 号 電話 06-6150-8034
5. 入札参加資格		
(1)	地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第3条の規定に該当しない者であること	
(2)	大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下、「停止措置」という。）を受けていないこと	
(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと	
(4)	ア 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合する者であること イ 令和2年度以降、病床数200床以上の病院において、清潔区域の殺菌業務を含む病院清掃業務委託契約を元請として1年間以上行った実績があること ウ 病床数200床以上の病院において、3年以上の清掃業務についての実務経験を有する直接雇用者を受託責任者として常駐配置できること	
(5)	エ 委託業務を履行できなくなった場合の保証として、業務代行業者を確保できること 資本関係・人的関係等に関する調書（様式1）（入札参加資格審査申請書に添付）を提出できること。	
(6)	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出が可能であること。（写し可、発行日から3カ月以内のもの）	
(7)	印鑑証明の提出が可能であること。（ <u>原本</u> 、発行日から3カ月以内のもの）	
(8)	消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）の提出が可能であること。（写し可、発行日から3カ月以内のもの）	
(9)	代理人により入札をしようとする者は、委任状の提出が可能であること。	

6. 関係会社の参加制限		
当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。		
(1)	資本関係	次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ア 親会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
(2)	人的関係	次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
(3)	右のいずれかに該当する2者の場合	ア 組合とその組合員 イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合 ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合 エ 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合 オ 一方の会社の本法人入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合
(4)	その他入札の適正さが阻害されると認められる場合	
7. 入札参加申請、資格審査、通知及び理由の説明等		
(1)	申請書類	入札参加資格審査資料一式 (別途「申請書等」添付の入札参加資格審査申請書等及び「5. 入札参加資格」(4) ア～ウに掲げる資格を確認できる書類等一式)
(2)	申請書類及び仕様書の交付場所	本法人ホームページ上
(3)	受付期間	公開日から令和7年12月3日（水） 午後5時15分まで（ただし、本法人の休日を除く）
(4)	受付場所	「4. 担当部署」(A)に提出すること
(5)	提出方法	「大阪市民病院機構」あて持参又は地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第26条第2項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。その他の方法による提出は受け付けない。
(6)	その他（注意事項）	入札参加資格審査は、入札参加資格審査資料一式を提出した者に限り行うので留意すること。
(7)	審査結果通知	令和7年12月11日（木）に、入札参加資格の審査結果を通知する。（予定） なお入札参加資格を認められなかった場合には、その理由について説明を求めることが可能である。なお、説明を求める場合は、令和7年12月23日（火）午後5時15分までに「4. 担当部署」(A)に書面を持参すること。 不認可理由の回答は、令和8年1月6日（火）までに書面にて行う。

8. 質問事項の受付、締切及び回答		
(1)	仕様書等の内容に関する質問は、 nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp 宛にメールにより提出すること。	
(2)	質問の受付は、令和7年12月17日（水）午後5時15分まで（必着）とする。 締切以降の質問については受け付けない。	
(3)	質問に対する回答については、令和7年12月25日（木）に大阪市民病院機構ホームページ「入札契約情報」→「入札情報一覧（電子入札案件以外）」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。 (http://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/nyusatu/shiyousyokaitou/)	
9. 入札執行日時及び場所等		
(1)	入札書及び企画提案書受付日時	令和8年1月8日（木）から令和8年1月16日（金）まで
(2)	入札書及び企画提案書受付方法	「大阪市民病院機構」あて持参又は地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第26条第2項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。その他の方法による提出は受け付けない。 令和8年1月16日（金）午後5時15分までに「4. 担当部署」(A)」に必着のこと。なお、企画提案書等については正本1通及び副本8通計9通を提出すること。 <u>正本1通及び副本8通計9通の提出がない企画提案書等及び所定の企画提案書等様式に入札者の記名押印がないものは提出がなかったものとみなす。</u>
(3)	開札	令和8年1月19日（月）午前11時00分から
(4)	再度入札	行わない。
(5)	開札結果の公表場所	本法人ホームページ上
10. 入札に参加することができない者		
(1)	入札参加申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者	
(2)	入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時から開札時までの間において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者	
11. 入札方法等		
(1)	入札方法	紙媒体による入札により行う。
(2)	入札書記載金額	総額を記載すること。 入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)	入札の方法等	
	ア	入札書は入札金額等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
	イ	入札書の記入は注意して正確に行い、入札書提出内容の確認を行ってから入札書の提出を行うこと。
	ウ	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること。
	エ	入札書の提出にあたっては、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと。
	オ	入札書が受理されたか否かの別は、上記「4. 担当部署」(A)に確認すること
	カ	一旦提出された入札書は訂正または再提出をすることはできない。
12. 落札者の決定方法		
	予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。 評価にあたっては、本法人における評価委員会の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。 ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。	

13. 落札者決定基準		
(1)	評価にあたっては、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。	
(2)	評価を「価格評価」、「技術的评价」及び「公共性（施策反映）評価」に区分し、その配点をそれぞれ 45 点、36 点、50 点とする。なお、上記「価格評価」の配点は基準価格と入札価格が同額の場合における配点を記載している。	
(3)	「技術的评价」については、「研修体制」及び「品質保証への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ 18 点、18 点とする。	
(4)	「公共性（施策反映）評価」については、「福祉への配慮（就職困難者の就業支援）」、「男女共同参画」、「賃金・労働条件」及び「環境への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ 36 点、6 点、3 点、5 点とする。 ・「福祉への配慮」については、「知的障がい者等の就業状況」、「障がい者雇用に関する取組」、「各種就労支援事業への協力度」及び「就職困難者の雇用に関する取組」に区分して評価し、その配点をそれぞれ 21 点、2 点、10 点、3 点とする。 ・「環境への配慮」については、「環境への取組」、「再生品の使用」及び「電動車の導入等」に区分して評価し、その配点をそれぞれ 2 点、1 点、2 点とする。	
(5)	詳細は、添付の「評価項目詳細シート」のとおり	
14. 低入札価格調査		
(1)	本件は、低入札価格調査制度適用案件であるため、低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）に満たない価格で応札した者があった場合は、基準価格に満たない価格で応札した全ての者（以下「調査対象者」という。）を発表する。 ・この項目における予定価格及び基準価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。 ・基準価格の設定方法については、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。 ・基準価格を算定する際の端数については、基準価格が十万元以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。	
(2)	調査対象者は、低入札価格根拠資料（詳細は、別途入札説明書添付の「低入札価格調査根拠資料作成要領」による。）を令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 5 時 15 分までに提出しなければならない。 期限までに提出がない場合は、当該調査対象者のした入札は無効とする。 （提出先は「4. 担当部署」(A)に同じ。）	
(3)	提出された低入札価格調査根拠資料について本法人から説明を求められた場合は、調査対象者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該調査対象者のした入札は無効とする。	
(4)	低入札価格調査は、調査対象者のうち総得点の最も高い落札候補者について行う。	
(5)	低入札価格調査の結果、落札候補者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としない。この場合にあっては、次順位の者を新たに落札候補者とし、その者の入札金額が、基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行い、以後同様の手続を繰り返す。	
(6)	落札者決定後は、その結果を公表する。	
15. 入札保証金等		
(1)	入札保証金	免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(長期継続契約にあっては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額))の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。
(2)	契約保証金	要。ただし、地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第 44 条第 1 項第 1 号または第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
(3)	保証人	不要

16. 入札の無効について	
(1)	地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程第 29 条 1 項の規定に該当する入札
(2)	本法人所定の入札書を用いないでした入札
(3)	低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札
(4)	落札決定までの間に大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
(5)	「6. 関係会社の参加制限」(1)～(4)に該当する2者がしたそれぞれの入札
17. その他事項	
(1)	この調達、は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
(2)	契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(3)	代理人により入札をしようとする者は、本法人所定の委任状を提出すること。
(4)	入札書提出後の辞退は、原則として認めない。
(5)	入札予定価格及び入札結果は、落札決定後に本法人ホームページにおいて公表する。
(6)	入札参加申請期限から入札書提出までの間において、「6. 関係会社の参加制限」に該当する事実が判明した者は、入札に参加することができない。ただし、該当する者のうち1者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者は入札に参加することができる。
(7)	提出された資格審査資料、根拠資料等は、申請者に無断で他に使用しない。
(8)	契約条項を示す場所：本法人ホームページ上
(9)	契約書作成の要否 要
(10)	本法人側のシステム障害により入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは、当該入札を中止することがある。
(11)	落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「4. 担当部署」(C)に、別途仕様書末尾添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」を両面印刷し、提出するとともに、契約締結の手続きを行うこと。 ※契約金額：入札金額に 1.1 を乗じた額
(12)	落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
(13)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(14)	設計書及び関係図書等の内容を十分確認した上で入札参加を行うこと。
(15)	この契約は、地方独立行政法人大阪市民病院機構会計規程第 42 条第 2 項に該当する長期継続契約案件である。
(16)	本業務は、大阪市業務委託契約履行確認マニュアルに則した確認対象契約とする。確認に応じないときは停止措置、契約解除その他必要な措置を講じることがある。
(17)	この入札説明書に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市民病院機構契約規程、大阪市民病院機構会計規程等の定めるところによる。